

史料紹介 伝明恵上人筆「護身法事」紙背文書の楽書

川嶋 將生 (立命館大学文学部教授)

E-MAIL k-shima@lrisumei.ac.jp

はじめに

ここに紹介する楽書は、財団法人藤井永観文庫が所蔵する伝明恵上人筆「護身法事」(重要美術品)の裏文書である。「護身法事」は、二〇〇四年十一月に開催された立命館大学二一世紀COEプログラム「京都アート・エンタテインメント創成研究」関連展覧会「中世の聖教と紙背く写経は神仏をかけめぐる。」で展示し、発行した図録には「護身法事」について、次ぎのような解説を図録に付しておいた。

梅尾高山寺を開いた明恵筆(一一七三～一二三二)。護身法に関する先師の口訣を注したもので、明恵の護身法についての著述としては、この他「護身法効能鈔」がある。成立年代は不明。また巻首に押されている朱方印「方便智院」とは、明恵の弟子定真が開いた住房で、かつて多くの聖教が所蔵されていた。したがって本史料は、かつて同院に所蔵されていたものと考えられる。しかし同院に関する文明(一四六八～八七)の聖教目録にはその記載がなく、寛永(一六二四～四四)の目録には、「護身法事一卷」の記載がある。なお本史料の裏文書は嘉禎二年(一二三六)の具注暦や、鎌倉時代に

書写された楽書である。とりわけ雅楽史料は、巻越調及び沙陀調の曲二二曲の管弦を主として解説しているもので貴重であるが、詳細については後考を期したい。

参考文献

- ① 金水 敏「方便智院聖教目録解題」(「高山寺資料叢書」一八冊「明恵上人資料第4」 東京大学出版会、一九九八)
- ② 「方便智院聖教目録」(「統高山寺経蔵古目録」東京大学出版会、二〇〇二)

図録としての性格上、また聖教に重点をおいた展示であったため、楽書の全文写真は掲載したが、翻刻をはじめとする詳細は省略した。しかし楽書としてきわめて重要であると考えられるため、ここにその全文を翻刻し紹介する。

楽書の翻刻は、これまでけつして豊富におこなわれてきたわけではなかった。むしろきわめて少ない、といった方が適当であろう。一九七三年、「教訓抄」を翻刻された植木行宣氏は、その解題のなかで、「楽書はおびただしい数であるのに、その研究は甚だ立ち遅れている。『教訓抄』すら例外ではなく、『教訓抄』にまつ正面からとりくんだ研究は今のところ皆無である。最大の理由は言うまでもなく

東洋音楽の研究者を除いては雅楽の音楽的考察が手に負えないところにあるが、それだけに、研究の進展のためには、その方面の専門家をふくめた諸分野の共同が強くのぞまれる」と述べている<sup>1)</sup>。

私の問題関心に即していえば、近年、音楽と権力との関係を分析した論文が多く発表されるようになっていて、史料については、図書寮叢刊の『伏見宮旧蔵楽書集成』や、また上野学園日本音楽資料室から一九九五年以来、『日本音楽史研究』が発刊され、同誌面上では論文をはじめとして楽人関係論考の執筆、あるいは音楽関係史料の翻刻など、活発な活動を展開している。しかしながらそれでもなお、舞楽書関係史料の翻刻は、植木氏の指摘以後も順調に進められていたとはいえない状況にあるのではなからうか<sup>2)</sup>。

さて本楽書には原題はない。また作成年代を窺わせる記述も見あたらぬが、本楽書は嘉禎二年(一二三六)の具注暦とともに貼付けられた「護身法事」の紙背文書である。

「護身法事」は、昭和一八年(一九四三)一〇月一日、文部省によって重要美術品に指定されているが、その指定書には、

一、明恵上人筆護身法事残卷(方便智院本)

紙背二嘉禎二年具注暦残卷及楽抄アリ、

と記されている。前記の図録では、ここに記された「明恵上人筆」であることを前提として、裏にある文書を、後世に「護身法事」を補修するために裏打ち紙として用いられたもの、と考えた。その理由の一つは、明恵の「護身法事」に生じている虫損と、その裏の具注暦や本楽書の虫損による穴などが一致しない部分が多々あることであつた。通常の紙背文書であれば、一枚の文書の裏表を使用するわけだから、表の文書と裏に記された文書のそうした穴は、位置や形状などが当然一致するはずである。ただその場合においても、後世の高度な補修技術によって、その虫損の穴埋めがおこなわれ、現

状のような状態になったと考えることも可能であろう。しかし、明恵没後の嘉禎二年の具注暦が用いられていることは、紙背文書であるとする考えを否定する。これが裏打ち紙と考えた二つ目の理由であつた。なぜなら、明恵自筆であるならば、明恵自身が没後の具注暦を再利用することはありえないからである。

しかし繰り返し返すが、この議論は「護身法事」が明恵自筆であることを前提としたものであつた。ただ明恵自筆、および裏打ち紙と断定することに若干の躊躇を感じていたのは、「護身法事」の墨が裏の紙にまで至っている箇所が幾つかあることであつた。これは紙の表と裏、紙背の關係に特有のものである。つまり一枚の紙の表裏の關係である。もしそうであるとすれば、本「護身法事」は、明恵自筆ではなく、嘉禎二年の具注暦が紙背として用いられる、明恵没後のしかるべき時期に書かれたものであつたことになり、それが明恵筆として伝承されてきた、ということになる。

その後、子細な調査を再度おこなつた結果、虫損が一致しない部分は、後世、補修した際に部分的に裏打ちしたものであることが判明した。こうした箇所は随所にみられる。翻刻部分で解説が難しくなっている箇所は幾つかは、この後世の補修により、墨が薄くなつたり摩滅するなど、判読がむずかしくなつてしまつたものである。したがつて現在のところ、指定書にある「明恵上人筆」には、疑問をもたざるをえない。明恵研究者のご意見を是非とも賜りたい。

とはいえ本楽書は、筆跡・紙質などから、鎌倉時代の成立と考え、まず誤りないところである。楽書では、例えば「教訓抄」の原本の成立は鎌倉時代ではあるが、現在は大部分、江戸時代の写ししか伝わっておらず、中原香苗氏によって「教訓抄」の記事を省略・改変・整理等を行いながら抄出し再構成したもの」と位置づけられた、正元元年(一二五九)以前の成立とみられる、国立公文書館内閣文

庫所蔵の『舞楽雑録』天地二巻などとともに、本史料は鎌倉時代成立の楽書として、そのもつ意味はけつして小さくはない。

本楽書は、老越調・沙陀調の曲二二曲についての解説であるが、その記述は楽曲演奏の順序、次第、拍子数、拍子の打方についての口伝や故実に重点がおかれ、また管弦を主としたものである。

正直にいえば、私自身これまで楽書・雅楽について研究した実績はない。したがって本史料の位置づけを十分におこないえた、とは言い難い。翻刻するに当たっては、植木氏による『教訓抄』や中原氏による『舞楽雑録』その他、貴重な翻刻作業を大いに参照させていただいたが、いまは初歩的なミスを犯していないことを祈るのみである。大方のご教示を得たい。

注

(1) 植木行宣「解題 教訓抄」(日本思想大系『古代中世芸術論』所収、岩波書店、一九七三)

(2) 例えば近年では相馬万里子「『代々琵琶秘曲御伝受事』とその前後」(『書陵部紀要』三六号、一九八五)、豊永聡美「中世における天皇と音楽」(『東京音楽大学研究紀要』一八号、一九九四)、坂本麻実子「応仁の乱の天皇家の雅楽」(『桐朋学園大学研究紀要』二〇集、一九九四)、三島暁子「豊原縁秋考」室町中期・後期の地下楽人の一断面」(『武蔵大学人文学会雑誌』二九巻一・二号、一九九七)、豊永聡美「後光厳天皇と音楽」(『日本歴史』五九七号、一九九八)、相馬万里子「琵琶の時代から笙の時代へ」中世の天皇と音楽」(『書陵部紀要』四九号、一九九八)などがあげられよう。なお五味文彦「書物の中世史」(みすず書房、二〇〇三)に「芸の伝承 楽書の展開」がある。

(3) 近年では中原香苗「内閣文庫蔵『舞楽雑録』と教訓抄」(大阪大学国語文学会『語文』六四輯、一九九五、九)・中原香苗「資料紹介」

内閣文庫蔵『舞楽雑録』(大阪大学古代中世文学研究会『詞林』一八号、一九九五、一〇)がある。

凡例

一、本史料は、財団法人藤井永観文庫所蔵、明恵上人筆「護身法事」の紙背文書である。

一、「護身法事」は卷子装であり、全体の寸法はタテ二八・六cm×ヨコ七五・一cmであるが、翻刻分のみの寸法はタテ二八、六cm×ヨコ四二・二、六cmである。

一、本楽書は全文一四紙から成るが、一紙ごとの紙の幅は一定してない。

一、翻刻に当たっては、旧字体は新字体に改めた。また異体字等もおおむね通行の字体に従った。ただし原文書のまま用いた方がよいと思われる場合は、それに従った。

一、私に読点および並列点を付した。

一、紙継ぎ目は…で表わした。

一、改行は原文書に従った。

一、虫損・摩滅等により文字が判読できないもの、および文字の欠失のうち、字数が判明するものは□で、判明しないものは「」で示した。

一、文字の抹消は■で示した。

一、校訂による注は( )で示した。

一、全紙にわたり、上に二本、下に一本の墨界がひかかれているが、それは省略した。「宮商角徴羽」「春」「冬」などの見出し語は上二本目の墨界の下から書き始められ、それぞれの解説部分は、二本目の墨界の下から書き始めるのを原則としている。

〔宋点〕  
・宮商角徵羽謂之五音  
〔Cの印合点、以下同〕

今案宮<sup>レ</sup>尙越調准君、商平調准臣、角双調

准民、徵黄鍾調准事、羽盤涉調准物

〔宋点〕  
・春双調東木音  
〔宋点〕  
・夏黄鍾調南火音  
〔平調〕  
・秋金音

〔宋点〕  
・冬盤涉調北水音  
〔宋点〕  
・尙越調中央土音

〔宋点〕  
・宮商角徵月變徵變羽謂之七音

今案五如上變徵当<sup>レ</sup>上无調變羽当<sup>レ</sup>上无宮調

〔宋点〕  
・金石絲竹匏土草木謂之八音  
〔宋筆〕「見三札圖」

今案金謂鉦鼓類 石謂磬類 絲謂絃類

竹謂管類 匏謂笙箏類 土謂埙類 草謂藪類

木謂祝類

〔宋点〕  
・尙越調 呂音 呂玄 入調 上調子 六穴為甲 夕穴為乙  
〔宋筆〕「此調子内有十五大曲内十二絶」

舞出時吹、只玄尚不出者吹入調、尚不出者、上調子

尚不出者上調子終返々吹之、入時吹上調子、凡

調子見大略舞出時、品玄入調上調子、連吹事

承前例也、不可分何調子歟、舞出時有逗留常

事也、仍品入上連吹入時、有限、仍吹入調若上調子

也、若不慮外逗留出来者、若入調若上調子終

返々可吹也、不可返品玄歟、

有別裝束、但此国不伝、興福寺常樂會

冠蛮絵造面此舞始之時、依仰取造面、

〔宋筆〕  
〔或譜云、昔善舞、此曲者、有中故大転清原滝雄、造酒正高階里雄、命婦〕  
石川色子

遊声

笙調子之間、此遊声吹出、即止笙調子了、同吹

遊声也、不打拍子、但舞立止舞台了時打拍子

事、是大田磨所伝也、是則異説也、非多分

事、即譜終尔大田磨伝書是也、度数无定

隨舞立止、是吹止余曲可准之、  
序

元冊拍子也、以廿拍子為半帖、而昔尾張張浜主伝云、

遣唐使歸朝之間、忌舞八拍子了、仍弃十拍子

故、近來卅拍子也、近來以十六拍子為半帖、若十四拍子、

承和御時、諸葛中納言所被定也、件十六拍子之

後、第二拍子有落句歟、雅樂允正近説也、

破六帖

〔各拍子廿合百五十一帖二帖同様吹、但終四拍子  
〔三、或譜説〕

序吹三四帖吹様同一二帖也、但終三拍子序吹  
〔四、或譜説〕

五帖六帖序吹者也、兩帖連吹也、但偏不連吹、六帖

始夕穴響延吹也、程只春鶯<sup>〔轉〕</sup>如鳥声急声間

歟、舞入時吹上調子、或譜云、從初帖至五帖、帖々間、

少許置程吹、但五帖与六帖不置程相連吹、是和

尔部大田磨伝也、

破一帖 先六拍子八、次八拍子一、次八拍子一  
〔次六拍子五、次序吹拍子四 合廿拍子〕

二帖 六拍子十六、次序吹拍子四 合廿拍子也

三帖 先六拍子九、次五拍子一、又六拍子一、次五拍子一  
〔合廿拍子也〕

四帖如二帖拍子廿 五六帖皆序吹也、各拍子  
〔宋筆〕「次第」

先調子 次以遊声 舞出 次序  
〔反數不定 有半帖 拍子卅〕

次破一帖 拍子廿終三拍子 次二帖 拍子廿終三拍子 次三帖 拍子廿終四拍子  
〔拍子吹 拍子廿 拍子廿 拍子廿〕

次四帖 拍子廿終四拍子 次五帖 拍子廿 次六帖 拍子廿  
〔拍子吹 拍子廿 拍子廿 拍子廿〕

〔宋筆〕「皇帝不加」 已上帖切々吹之、俱五六帖連吹、

次舞訖樂止 次以調子上調子舞退 无入舞

略儀 序破一帖 二帖 五帖 六帖  
〔三四帖 之〕

最略儀 序破一帖 二帖 五帖不舞、第六帖其外如前

〔宋点〕  
・団乱旋大曲 新樂  
〔宋筆〕「昔善舞、此曲者有林真倉 戸直題」

舞出時吹調子只入上或只玄入調吹上調子

序三帖鞞鞞八拍子十六拍子也、一帖序吹、拍子十六

二帖三帖樂拍子、但終各五拍子序吹也、

〔朱筆〕「二帖反八拍子九、次十拍子二、次序吹五三帖如二帖」

入破鞞鞞六拍子也、十六拍子 樂拍子、但終七拍子序吹、

雖數返依終有序切々吹之、

〔朱筆〕「或物云、唐笛師青頼宮繼雖非唐手入清上譜、仍記入此譜」

颯踏鞞鞞序打也、

序吹十六拍子有二說、拍子同前、委有譜、但始吹二反

是常事也、始不吹二反、号秘說、正近乱句是也、

〔朱筆〕「監物頼吉綿譜」

急声 鞞鞞拍子六也 拍子十六以入破、更用樂拍子

但終七拍子序吹七反每切止吹之、

先以調子〔朱筆〕「次第」只玄舞出 次序一帖拍子十六

次二帖拍子十六終五拍子 次三帖拍子十六終五拍子

次入破拍子十六終七拍子 次颯踏拍子十六吹

次急声以入破更用拍子十六 此曲帖々切々吹之、

次舞訖樂止 次以調子上調子 舞退无人舞

略儀 序一帖 二帖 入破二反颯踏二反急声一反

〔宋〕春鶯 大曲 新樂

舞出時遊声、入時吹上調子、遊声無拍子

度數隨舞吹止也、

白川院御坐高松殿之時、御前有此樂〔河〕

左近將監時元大鼓基政鞞鞞助貞笛

公茂笙正延〔宋〕鞞樂

時元遊声終打大鼓、從御前被仰下云、

皇帝遊声終〔河〕大田麻呂云、拍子有

思食打此樂、終如何、時元陳申云、然候、

但大曲ノ有遊声事、皇帝与此樂候、可依

日事候、今日此樂大曲也、仍引寄皇帝說所

打候也、陳申了、

序 拍子十六

元二反也、近来一反云々、但舞家可尋歟、

颯踏 拍子十六樂拍子也

二反近来一反、次反无喚頭、初詞二ヲ落也、初拍子

当七拍子鞞鞞八拍子也、譜云、件颯踏入破世人号大曲

故、不押句末吹之、但大判官之說不然、有押所有不

押所、堀川御宇之時有沙汰、可付是季云々、

入破 拍子十六、鞞鞞六拍子也、

四反或二反、近代一反

鳥声 序吹也、拍子十六

二反 近代一反是舞一帖絶故也、但舞家可尋、

急声 樂拍子二反、近代一反、是無相連入破也、

大夫將監光季逝去之後、將監行高、將曹

光則有論、行高申云、雖有二反、師說一反也、

光則申云、乍二反有師說者、未切事歟、

鳥声与急声連吹之間、一拍子許可置、是

大樣也、但可得意事也、付笛共各皆終了、

即可吹也、〔朱筆〕「不知年号」朝觀行幸行高不舞、光則一字舞之、

先調子〔朱筆〕「次第」 次以遊声 舞出 次序一帖二反、近代一反

次颯踏二反、近代一反次入破〔河〕或二反、次鳥声二反、近代一反

次急声〔河〕已上切々吹之、

次又鳥声、急声連吹各二反次舞了樂止、

次一調子上調子舞退无人舞

〔宋〕玉樹後庭花 新樂 中曲

拍子十四、初二拍子序吹、第二反以後弃、序吹二拍子吹十二拍子、舞出吹調子只玄入調吹之

可吹八反終帖加拍子三度拍子也、会要云、貞觀

二年六月十日成樂奏之、

先以調子（朱筆）「次第」只玄入調吹之舞出 次当曲八反略説二反自終帖初打三度拍子

次以調子上調子舞退无人舞

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

節会也、

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

破拍子十以嘉祥樂為破、件賀殿急名也、舞林

直倉爰承和御時、遣唐使判官藤原貞敏

習琵琶來、但東三条殿大饗奏之樂、有更

居衝、抑件□居衝大平樂急所有也、何故引

寄賀殿哉、又行舞人時始哉、可尋拍家、

破四反或三反或二反、近代一反、終帖末籠二拍子打三

度拍子

急拍子廿四反、近代三反自終帖初加一拍子有人舞

急拍子八反數不定、舞作大輪巡了、御本列之

時、打三度拍子不止樂、舞入時銅拍子童舞也、

十種供養時者、左鳥舞右并也、胡蝶童舞

者当国所造也、仍入十種供養也、

京極殿十種供養者、狛光季・多資忠俱為菩薩

裝束右蝶也、八幡放生会者、從童樂房出鳥

胡蝶「」樂会ニハ、鳥胡蝶從打橋本出之、

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

（朱筆）（朱筆） 次当曲八反略説二反 自終帖初打三度拍子

(朱筆)「舞譜有四帖」

舞出吹調子只玄入調入時又吹調子上調子無人舞、

(朱点) 一弄樂中曲、新樂明暹譜云、五名承天樂大戸清上作、

拍子十終帖加拍子出入吹調子可吹四反舞、近代絶了、

但可尋玉手則清家、

(朱点) 一金樂又溢金樂、又承果樂(朱筆)「或譜云、又名溢口樂、又名氣果樂大田丸作」

拍子十、无舞、

(朱点) 酒胡子小曲、古樂、拍子十四

加拍子時一度拍子、唐人飲酒時為此樂云々、

(朱点) 酒清司小曲、拍子八、古樂

加拍子之時、三度拍子、近来人不知之歟、有公伝事也、

(朱点) 壹团嬌

拍子千七、但反度弃初一拍子了、従次拍子吹之、

仍次々十六拍子也、早樂也、加拍子時一度拍子、

近来樂人不知、有口伝、

此樂堀川院御時令尋諸家御治部卿、基綱

卿被申請師説之

(朱点) 武徳樂新古未詳

序破絶了、

(朱点) 菩薩林邑

吹調子時用道行、或林邑乱声出、但入時吹道

行笛吹、聊黄鍾調音横笛聊取黄鍾調

音其詞云、上由千丁廿中夕一夕、件道行初反拍子四、

次反拍子八、有喚頭、

先發林邑乱声、次以道行(朱筆)「次第一」舞出、

此菩薩道行婆羅門僧正行南天竺三之時、

道間吹此曲、道間有草庵、其内有二人老者

男、一人自坐其腰不立女、一人自坐其目不明翁、

而聞此樂音目見腰立各舞悦、僧正問之答云、

是曲於昔切利天聞之、今又聞此曲、自然目明腰

立舞悦也、

(朱点) 沙陀調

調子近来絶了、但堀川入道左大臣殿令伝習也、

仍自筆譜并口伝等雖被仰下、无髓師説、

(朱点脱力) 安摩小曲、新樂

先吹調子吹笛調子時打鹿婁、安摩造面スル時、

出安摩笛止了、有転、又笛樂即加拍子、

先調子(朱筆)「次第一」沙陀調此間打鹿廬、次当曲為道間吹出

打鹿廬、次進出舞也、樂反數、不定次樂止、

以右手所持笏移取、左手差左肩時吹、

次転一度

上手向北、下手向南共延立時打大鼓・鉦鼓

次又当曲早吹

自第三度転初吹之笛許即加一拍子

次舞ノ樂止、次又当曲舞退、

于時二舞出替舞也同吹安摩

(朱点) 陵王号羅陵王、古樂、中曲

先欲樂發之時、聊吹新樂乱声、次乱序、次荒序

次破入時吹安摩真序絶了、依是□注、但舞家

聊有口伝可尋歟、

又云、

乱声吹小乱声、但至于相撲・競馬等時長吹之、

荒序拍子八即八切也、一切之終打拍子也、但拍子之間

撥ヲ踊如乱声打也、不可打高声歟

乱序次転、件転、近来二度転之後反吹乱序或説号真序

破 近来二反、次切加拍子舞入時吹安摩（朱筆）元吹沙陀調而高野天皇御時有勅改定安

又云、

先聊取音吹新楽乱声端、次吹乱序反数不

次舞走出、次舞乱序、次舞ノ乱序吹止、

次転二度古説三度

此間不吹笛大鼓・鉦鼓・老鼓二度打之、

次聊吹乱序舞之号小乱序、次取音沙陀調

次破拍子十六二反、近代一反

二反時自第二反初加拍子一反、□自半帖加拍子

次吹安摩早吹反数不定次舞走入、

今世所用如此、

或譜云、

乱序一帖度数无定、随舞、次転云、

我等胡兒吐氣如雷、我採頂雷 踏石如涯

右得土力 左得鼓廻 日光西没 東西若□

縁々長曲

荒序八帖拍子各一合拍子八破拍子十六可吹二反

合拍子卅二終帖加拍子、舞入時吹安摩、

今世先吹新楽乱声、次吹乱序、次転云、

次又吹乱序、次聊吹調子端、次吹荒序八帖、次吹

破二反終帖加拍子、略時一反□第九拍子加拍子、